

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月29日
日本赤十字社愛知県支部
事務局長 中角 竜二

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度地区・分区救護用自動車配備事業
- (2) 仕様 別途配付する仕様書のとおり
- (3) 数量 1台
- (4) 納入場所 指定する場所（愛知県内）
- (5) 納期 令和9年2月26日（金）

2 競争入札参加資格

- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 日本赤十字社（本社）または日本赤十字社愛知県支部及び管下内施設の競争入札参加資格者の資格等級において、以下の等級以上の認定を受けていること。

「物品の製造」：D 若しくは「物品の販売」：D

(3) 公告の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は愛知県内で行われた不正行為等に基づき、愛知県若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、愛知県及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、物品の販売等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 3. (2) の期間に入札確認証を取得した者

3 入札手続等

(1) 担当部署

場 所：〒461-8561

愛知県名古屋市東区白壁1丁目50番地

日本赤十字社愛知県支部 企画・会計課

担当者：辻・賀茂

TEL：052-971-1594

(2) 仕様書等の配付期間及び場所

期 間：令和8年6月29日（月）～令和8年7月3日（金）

土曜、日曜及び祝日を除く 9時00分～17時00分

場 所：上記3(1)に同じ。

(3) 下見積書の提出

期 間：令和8年6月29日（月）～令和8年7月3日（金）

土曜、日曜及び祝日を除く 9時00分～17時00分

場 所：上記3(1)に同じ。

提出方法：持参または郵送もしくは指定のメールアドレス（kaikei@aichi.jrc.or.jp）あてPDFファイルにより提出すること。

また、入札する品目についてパンフレット等製品仕様のわかる資料を添付すること。

下見積書は入札価格を拘束するものではないこと。

(4) 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

日 時：令和8年7月10日（金）13時30分から

場 所：日本赤十字社愛知県支部2階講義室

提出方法：上記日時、場所に持参するものとする（入札参加人数は2名まで）

4 その他

(1) 入札保証金及び契約履行保証

ア 入札保証金 免除とする。

イ 契約履行保証 免除とする。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の入札、一般競争入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(7) 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者は令和8年7月3日（金）までに一般競争入札参加資格審査申請書を提出することができる。

なお、審査結果は令和8年7月8日（水）までにFAXで通知し原本はその後郵送する。

(8) 本件競争入札に参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。